

会員通知 第 6 4 号
平成 2 5 年 9 月 1 1 日

会 員 代 表 者 各 位

証券会員制法人札幌証券取引所
理事長 小 池 善 明

特設注意市場銘柄の積極的な活用等に係る「上場有価証券の発行者の会社情報の
適時開示等に関する規則」等の一部改正について

本所は、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等の一部改正を
行い、本所が定める日から施行します(詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください。)

今回の改正は、虚偽記載等に係る上場廃止基準の取扱いを明確化して、投資者の予見可能性を向上するとともに、特設注意市場銘柄制度を上場規則の実効性確保手段として積極的に活用していくために「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等の一部改正を行うものです。

あわせて、上場会社が有価証券報告書又は四半期報告書の提出期限の延長承認を受けた場合における上場廃止基準の取扱いの見直しなど、所要の制度整備も行います。

改正の概要は下記のとおりです。

記

1. 虚偽記載又は不適正意見等に起因する上場廃止基準の取扱いの明確化

(1) 虚偽記載又は不適正意見等に係る上場廃止基準の明確化

・上場会社が次の a 又は b のいずれかに該当した場合（以下「虚偽記載を行った又は不適正意見等を付された場合」といいます。）は、直ちに上場廃止としなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかとなるときに上場廃止とすることを明確化します。

a. 上場会社が有価証券報告書等の虚偽記載を行った場合

b. 上場会社の財務諸表等に添付される監査報告書において、公認会計士等によって、「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載された場合等

(2) 特設注意市場銘柄制度に係る上場廃止基準の明確化

・(1) で上場廃止とならない場合であっても、上場会社が虚偽記載を行った又は不適正意見等を付された場合であって、次の a から c までのいずれかに該当するときは、上場廃止とすることを明確化します。

a. 財務情報の開示の適正を確保するため内部管理体制等の改善の必要性が高いと認められ

る場合であって、その改善の見込みがないと認めるとき

- b. 特設注意市場銘柄に指定された場合であって、（改善期間の経過にかかわらず）内部管理体制等の改善が期待できなくなると認めるとき
- c. 特設注意市場銘柄への指定が継続された場合であって、改善期間内に内部管理体制等の改善がされなかったと認めるとき（2.（2）参照）

2. 特設注意市場銘柄制度の見直し

（1）指定対象の拡張

- ・ 上場会社が次の a から c までのいずれかに該当した場合は、特設注意市場銘柄に指定するものとします。
- a. 上場会社が虚偽記載を行った又は不適正意見等を付された場合であって、財務情報の開示の適正を確保するため内部管理体制等の改善の必要性が高いと認められるとき
- b. 会社情報の適時開示等に係る規定に違反した場合であって、内部管理体制等の改善の必要性が高いと認められるとき
- c. 企業行動規範の「遵守すべき事項」に違反した場合であって、内部管理体制等の改善の必要性が高いと認められるとき

（2）内部管理体制等の改善期間の短縮

- ・ 内部管理体制等の改善期間を、原則、1年間とします。
- ・ なお、1年を経過したときに内部管理体制等が改善されていないものの今後の改善が見込まれる場合には、6か月間改善期間を延長することとします。

3. 有価証券報告書又は四半期報告書の提出遅延に係る上場廃止基準

の見直し

- ・ 上場会社が、有価証券報告書又は四半期報告書について内閣総理大臣から提出期間の延長の承認を得た場合には、承認を得た期間の経過後8日目の日までに提出しなかったときに、上場廃止とすることとします。
- ・ 上場会社が、有価証券報告書又は四半期報告書について内閣総理大臣に対し提出期間の延長に係る承認申請書の提出を行うことを決定した場合には、その旨を開示することとします。

4. その他

その他所要の改正を行うものとします。

なお、本所が定める日とは、平成25年9月13日とします。

以 上

特設注意市場銘柄の積極的な活用等のための上場制度の見直しに伴う「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	1
2. 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表	3
3. 債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	8
4. 日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程並びに信用取引及び貸借取引規程の特例の一部改正新旧対照表	10
5. 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	12
6. 有価証券上場規程別表取扱い要領の一部改正新旧対照表	13
7. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	14
8. 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	17
9. 監理銘柄及び整理銘柄に関する規則の一部改正新旧対照表	22
10. 優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	26
11. 債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	27
12. 日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程並びに信用取引及び貸借取引規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	28

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。)は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>a～ae (略)</p> <p><u>a e の2 企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号。以下「開示府令」という。)第15条の2第1項又は第17条の15の2第1項の規定に基づく当該各項に規定する承認申請書の提出</u></p> <p>a f～a i (略)</p> <p>(2) 次に掲げる事実が発生した場合</p> <p>a～s (略)</p> <p>t 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書を添付した有価証券報告書又は四半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は法第24条の4の7第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと(前号a e の2に掲げる事項について同号の規定に基づき開示を行う場合を除く。)及び当該期間内に提出しなかったこと(当該期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行った場合を除く。)並びにこれらの開示を行っ</p>	<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。)は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>a～ae (略)</p> <p>(新設)</p> <p>a f～a i (略)</p> <p>(2) 次に掲げる事実が発生した場合</p> <p>a～s (略)</p> <p>t 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書を添付した有価証券報告書又は四半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は法第24条の4の7第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと及び当該期間内に提出しなかったこと(当該期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行った場合を除く。)、<u>これらの開示を行った後提出したこと並びに当該期間の延長に係る内閣総理大臣等の承認を受けたこと。</u></p>

た後提出したこと。

t の 2 開示府令第 15 条の 2 第 3 項又は第 17 条の 15 の 2 第 4 項に規定する承認を受けたこと又は受けられなかったこと。

u ~ w (略)

(3) ~ (7) (略)

2 ~ 4 (略)

5 上場株券の発行者は、上場株券の最近の投資単位 (1 単位当たりの価格をいう。以下同じ。) として本所が定める価格が 50 万円以上である場合には、事業年度経過後 3 か月以内に、企業行動規範に関する規則第 14 条に規定する水準へ移行するための当該発行者の投資単位の引下げに関する考え方及び方針等を開示しなければならない。

6 ~ 10 (略)

(第三者割当により割り当てられた募集株式の譲渡の報告等)

第 5 条の 2 上場会社は、第三者割当 (開示府令第 19 条第 2 項第 1 号㉠に規定する第三者割当をいう。以下同じ。) による募集株式の割当てを行う場合には、本所が定める規則により、当該募集株式の割当てを行う者との間で、当該募集株式の譲渡を行った場合の報告及びその確約等を行うものとする。

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

(新設)

u ~ w (略)

(3) ~ (7) (略)

2 ~ 4 (略)

5 上場株券の発行者は、上場株券の最近の投資単位が 50 万円以上である場合には、事業年度経過後 3 か月以内に、企業行動規範に関する規則第 14 条に規定する水準へ移行するための当該発行者の投資単位の引下げに関する考え方及び方針等を開示しなければならない。

6 ~ 10 (略)

(第三者割当により割り当てられた募集株式の譲渡の報告等)

第 5 条の 2 上場会社は、第三者割当 (企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和 48 年大蔵省令第 5 号)第 19 条第 2 項第 1 号㉠に規定する第三者割当をいう。以下同じ。) による募集株式の割当てを行う場合には、本所が定める規則により、当該募集株式の割当てを行う者との間で、当該募集株式の譲渡を行った場合の報告及びその確約等を行うものとする。

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(アンビシャス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(9)の2 (略)</p> <p>(10) 有価証券報告書又は四半期報告書の提出遅延</p> <p>2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書を添付した有価証券報告書又は四半期報告書を、法第24条第1項又は法第24条の4の7第1項に定める期間の経過後1か月以内(取扱いで定める場合にあっては、取扱いで定める期間内)に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合</p> <p>(11) 虚偽記載又は不適正意見等</p> <p><u>第3条の5第1項第2号に該当する場合であって、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると本所が認めるとき</u></p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(アンビシャス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(9)の2 (略)</p> <p>(10) 有価証券報告書又は四半期報告書の提出遅延</p> <p>2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書を添付した有価証券報告書又は四半期報告書を、法第24条第1項又は法第24条の4の7第1項に定める期間の経過後1か月以内(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は、3か月以内)に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合</p> <p>(11) 虚偽記載又は不適正意見等</p> <p><u>次のa又はbに該当する場合</u></p> <p>a <u>上場会社が有価証券報告書等に「虚偽記載」を行い、かつ、その影響が重大であると本所が認めた場合</u></p> <p>b <u>上場会社の財務諸表等に添付される監査報告書又は四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。以下このbにおいて同じ。)が、四半期レビュー報告書については「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨(特定事業会社の場合にあっては、「中間財務諸表等が有用</u></p>

な情報を表示しない意見」又は「意見の表明をしない」旨を含む。）が記載され、かつ、その影響が重大であると本所が認めた場合

(新設)

(11)の2 特設注意市場銘柄等

次のaからeまでに掲げる場合の区分に従い、当該aからeまでに定める場合に該当するとき

a 第3条の5第1項各号に掲げる場合であって、かつ、上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと本所が認めるとき

当該内部管理体制等について改善の見込みがないと本所が認める場合

b 第3条の5第1項の規定により特設注意市場銘柄へ指定された場合であって、同条第2項の規定に基づく内部管理体制確認書の提出前であるとき

上場会社の内部管理体制等について改善の見込みがなくなると本所が認める場合

c 第3条の5第2項の規定により内部管理体制確認書が提出された場合

上場会社の内部管理体制等について改善がなされなかったと本所が認める場合(上場会社の内部管理体制等について改善の見込みがなくなると本所が認める場合に限る。)

d 第3条の5第4項第2号の規定により特設注意市場銘柄の指定が継続された場合であって、同条第5項の規定に基づく内部管理体制確認書の提出前であるとき

上場会社の内部管理体制等について改善の見込みがなくなると本所が認める場合

e 第3条の5第5項の規定により内部管理

体制確認書が再提出された場合

上場会社の内部管理体制等について改善
がなされなかったと本所が認める場合

(12) ~ (20) (略)

(特設注意市場銘柄の指定及び指定解除)

第3条の5 本所は、次の各号に掲げる場合であつて、かつ、当該上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社が発行者である上場株券を特設注意市場銘柄に指定することができる。

(1) 上場会社が第2条第9号の2、第12号、第19号又は第20号(第2条の2第3号による場合を含む。)に該当するおそれがあると本所が認めた後、当該各号に該当しないと本所が認めた場合

(2) 次のa又はbに該当する場合

a 上場会社が有価証券報告書等に虚偽記載を行った場合

b 上場会社の財務諸表等に添付される監査報告書又は四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、四半期レビュー報告書については「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨(特定事業会社の場合にあっては、「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨を含む。)が記載された場合。ただし、「意見の表明をしない」旨又は「結論の表明をしない」旨が記載された場合であつて、当該記載が天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものであるときを除く。

(3) 上場会社が上場有価証券の発行者の

(12) ~ (20) (略)

(特設注意市場銘柄の指定及び指定解除)

第3条の5 本所は、次の各号に掲げる場合であつて、かつ、当該上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社が発行者である上場株券を特設注意市場銘柄に指定することができる。

(1) 上場会社が第2条第9号の2、第11号、第12号、第19号又は第20号(第2条の2第3号による場合を含む。)に該当するおそれがあると本所が認めた後、当該各号に該当しないと本所が認めた場合

(新設)

(新設)

会社情報の適時開示等に関する規則(以下、「適時開示規則」という。)第2章の規定に違反したと本所が認めた場合

(4) 上場会社が企業行動規範に関する規則第2章の規定に違反したと本所が認めた場合

(5) 適時開示規則第14条第3項(第14条の2第7項において準用する場合を含む。)の規定により改善報告書を提出した上場会社において、改善措置の実施状況及び運用状況に改善が認められないと本所が認めた場合

2 前項の規定により特設注意市場銘柄へ指定されている上場株券の発行者である上場会社は、当該指定から1年経過後速やかに、内部管理体制の状況等について記載した書面(以下「内部管理体制確認書」という。)の提出を行わなければならない。

3 本所は、前項の規定により提出された内部管理体制確認書の内容及び第8項の規定により報告された内容等に基づき内部管理体制等の審査を行う。

4 本所は、前項の審査の結果に基づき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおり上場株券を取り扱うものとする。

(1) 内部管理体制等に問題があると認められない場合

特設注意市場銘柄の指定の解除

(2) 内部管理体制等に問題があると本所が認める場合(第2条第11号の2cに規定する上場会社の内部管理体制等について改善の見込みがなくなると本所が認める場合を除く。)

特設注意市場銘柄の指定の継続

5 前項第2号の規定により特設注意市場銘柄

(新設)

(2) 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第14条第3項(第14条の2第7項において準用する場合を含む。)の規定により改善報告書を提出した上場会社において、改善措置の実施状況及び運用状況に改善が認められないと本所が認めた場合

2 前項の規定により特設注意市場銘柄へ指定されている上場株券の発行者である上場会社は、当該指定から1年を経過するごとに、内部管理体制の状況等について記載した書面(以下「内部管理体制確認書」という。)の提出を速やかに行わなければならない。

3 本所は、前項の規定により提出された内部管理体制確認書の内容等に基づき内部管理体制等に問題があると認められない場合には、その指定の解除を行う。

(新設)

(新設)

柄の指定が継続された上場株券の発行者である上場会社は、第1項の指定から1年6か月経過後速やかに、内部管理体制確認書の再提出を行わなければならない。

6 本所は、前項の規定により再提出された内部管理体制確認書の内容及び第8項の規定により報告された内容等に基づき内部管理体制等の審査を行う。 (新設)

7 本所は、前項の審査の結果に基づき、内部管理体制等に問題があると認められない場合は、特設注意市場銘柄の指定の解除を行う。 (新設)

8 (略) 4 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。
- 2 改正後の第2条第10号の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開示府令第15条の2第3項又は第17条の15の2第4項に規定する承認を受けた上場会社から適用する。
- 3 改正後の第2条第11号の2b及びc並びに第3条の5第2項から第7項までの規定は、施行日以後に特設注意市場銘柄に指定する上場株券の発行者である上場会社から適用し、施行日において現に特設注意市場銘柄に指定されている上場株券の発行者である上場会社については、なお従前の例による。

債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(社債券の上場廃止基準)</p> <p>第7条 上場社債券の発行者が次の第1号又は第2号に該当する場合には、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のa又はbに該当する場合</p> <p>a (略)</p> <p>b 上場社債券の発行者が上場会社でなく、かつ、特別の法律により設立された会社である場合</p> <p>次の(a)から(c)までに定める場合に該当した状態となったと本所が認めたとき</p> <p><u>(a) 株券上場廃止基準第2条第6号から第9号まで(同条第7号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。)</u>又は第11号(株券上場廃止基準第3条の5第1項第2号bに該当する場合を除く。)のいずれかに該当した場合</p> <p><u>(b) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内(取扱いで定める場合)にあっては、取扱いで定める期間内)に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合(当該発行者が四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社であるときは、株券上場廃止基準第2条第10号に規定する場合)</u></p> <p><u>(c) 発行者の財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、</u></p>	<p>(社債券の上場廃止基準)</p> <p>第7条 上場社債券の発行者が次の第1号又は第2号に該当する場合には、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のa又はbに該当する場合</p> <p>a (略)</p> <p>b 上場社債券の発行者が上場会社でなく、かつ、特別の法律により設立された会社である場合</p> <p>次のイからハまでに定める場合に該当した状態となったと本所が認めたとき</p> <p><u>イ 株券上場廃止基準第2条第6号から第9号まで(同条第7号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。)</u>又は第11号aのいずれかに該当した場合</p> <p><u>ロ 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内(天災地変等、発行者の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は、3か月以内)に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合(当該発行者が四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社であるときは、株券上場廃止基準第2条第10号に規定する場合)</u></p> <p><u>ハ 発行者の財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災</u></p>

中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載された場合であって、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると本所が認めるとき(当該発行者が四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社であるときは、株券上場廃止基準第2条第11号(株券上場廃止基準第3条の5第1項第2号aに該当する場合を除く。)に規定する場合)。ただし、「意見の表明をしない」旨が記載された場合であって、当該記載が天災地変等、発行者の責めに帰すべからざる事由によるものであるときを除く。

2 (略)

(社債券以外の債券の上場廃止)

第8条 社債券以外の債券の発行者が、前条第1項第1号に該当する場合、株券上場廃止基準第2条第11号(株券上場廃止基準第3条の5第1項第2号bに該当する場合を除く。)に該当する場合、前条第1項第2号bの(b)若しくは(c)に該当する場合又は事業活動の停止、解散若しくはこれと同等の状態であると本所が認める場合には、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。

付 則

- 1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。
- 2 改正後の第7条第1項第2号bの(b)の規定は、この改正規定施行の日以後に開示府令第15条の2第3項又は第17条の15の2第4項に規定する承認を受けた上場債券の発行者から適用する。

地変等、発行者の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。以下このへにおいて同じ。)が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載され、かつ、その影響が重大であると本所が認める場合(当該発行者が四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社であるときは、株券上場廃止基準第2条第11号bに規定する場合)

2 (略)

(社債券以外の債券の上場廃止)

第8条 社債券以外の債券の発行者が、前条第1項第1号に該当する場合、又は株券上場廃止基準第2条第10号若しくは第11号に該当する場合又は事業活動の停止、解散若しくはこれと同等の状態であると本所が認める場合には、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。

日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、
業務規程並びに信用取引及び貸借取引規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第10条 投資信託委託会社が次の各号のいずれかに該当する場合には、受益証券の上場を廃止する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>次のa又はbのいずれかに該当する場合</u></p> <p><u>a 受益証券に係る有価証券報告書等に虚偽記載を行った場合であって、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると本所が認めるとき</u></p> <p><u>b 受益証券に係る財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載された場合であって、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると本所が認めるとき。ただし、「意見の表明をしない」旨が記載された場合であって、当該記載が天災地変等、投資信託委託会社の責めに帰すべからざる事由によるものであるときを除く。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第10条 投資信託委託会社が次の各号のいずれかに該当する場合には、受益証券の上場を廃止する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>投資信託委託会社が本所に提出する書類その他受益証券に関する事項を記載した法又は投資信託法に基づき作成する書類に虚偽の記載を行い、かつ、その影響が重大であると本所が認めた場合</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係 (1)～(3) (略) (4) 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。 ただし、アンビシャスへの新規上場申請者は、 a、d <u>及び</u> e から g までに規定する書類については、添付を要しない。 a～p (略) (5) (略)</p> <p>21. 第21条(テクニカル上場時の引継ぎ) 関係 第21条に規定する本所が定める規定とは、次の各号に掲げるものをいう。 (1)～(3) (略) (4) 株券上場廃止基準の取扱い1. <u>(12)</u> <u>a から c</u> まで</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p>	<p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係 (1)～(3) (略) (4) 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。 ただし、アンビシャスへの新規上場申請者は、 a、d、<u>e</u> から g まで <u>及び j</u> に規定する書類については、添付を要しない。 a～p (略) (5) (略)</p> <p>21. 第21条(テクニカル上場時の引継ぎ) 関係 第21条に規定する本所が定める規定とは、次の各号に掲げるものをいう。 (1)～(3) (略) (4) 株券上場廃止基準の取扱い1. <u>(11)</u> <u>a から e</u> まで</p>

有価証券上場規程別表取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第1 株 券</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) TDnet利用料関係</p> <p>a～c (略)</p> <p>d bの規定にかかわらず、TDnet利用料は、以下に定める場合に該当した場合は月割りで按分するものとし対象とする期間はそれぞれに定める期間とする。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) 東京証券取引所又は名古屋証券取引所、福岡証券取引所と重複上場することとなった上場会社に係るTDnet利用料は重複上場する日を含む月までその対象とする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p>	<p>第1 株 券</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) TDnet利用料関係</p> <p>a～c (略)</p> <p>d bの規定にかかわらず、TDnet利用料は、以下に定める場合に該当した場合は月割りで按分するものとし対象とする期間はそれぞれに定める期間とする。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) 東京証券取引所又は<u>大阪証券取引所</u>、名古屋証券取引所、福岡証券取引所と重複上場することとなった上場会社に係るTDnet利用料は重複上場する日を含む月までその対象とする。</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>2.の2 第2条(投資単位の引下げに関する開示)</u> <u>第5項関係</u> <u>第5項に規定する最近の投資単位として本所</u> <u>が定める価格とは、直前事業年度の末日以前1年</u> <u>間における本所の売買立会における当該上場株</u> <u>券の日々の最終価格(呼値に関する規則第9条の</u> <u>規定により気配表示された最終気配値段を含む</u> <u>ものとし、その日に約定値段(呼値に関する規則</u> <u>第9条の規定により気配表示された気配値段を</u> <u>含む。)がない場合には、本所がその都度定める</u> <u>価格とする。以下、2.の2において同じ。)を</u> <u>もとに算出した1単位当たりの価格の平均と、直</u> <u>前事業年度の末日における本所の売買立会にお</u> <u>ける当該上場株券の最終価格をもとに算出した</u> <u>1単位当たりの価格のうち、いずれか低い価格を</u> <u>いう。</u></p> <p><u>2.の3 (略)</u> <u>2.の4 (略)</u> <u>2.の5 (略)</u></p>	<p>(新設)</p> <p><u>2.の2 (略)</u> <u>2.の3 (略)</u> <u>2.の4 (略)</u></p>
<p>5. 第5条(決定事項等に係る通知及び書類の提出)関係</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。</p> <p>a 第2条第1項第1号aに掲げる事項</p> <p><u>次の(a)から(f)までに掲げる書類。</u> <u>ただし、電子開示手続(法第27条の30の</u> <u>2に規定する電子開示手続をいう。以下同</u> <u>じ。)により有価証券届出書及び訂正届出書</u> <u>を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、</u> <u>(c)に掲げる書類の提出を要しないものと</u></p>	<p>5. 第5条(決定事項等に係る通知及び書類の提出)関係</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。</p> <p>a 第2条第1項第1号aに掲げる事項</p>

する。

(a) ~ (f) (略)

b 第2条第1項第1号bに掲げる事項

次の(a)及び(b)に掲げる書類

ただし、電子開示手続により発行登録書及び訂正発行登録書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、(a)のロに掲げる書類の提出を要しないものとし、電子開示手続により発行登録追補書類を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、(a)のハに掲げる書類の提出を要しないものとする。

(a)・(b) (略)

c ~ k (略)

1 第10号に掲げる事項

次の(a)から(f)までに掲げる書類。

ただし、電子開示手続により有価証券届出書及び訂正届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、(c)に掲げる書類の提出を要しないものとする。

(a) ~ (d) (略)

(e) 安定操作取引関係者(施行令第20条第3項各号に規定する安定操作取引の委託等を行うことができる者をいう。)のリストの写し

施行令第22条第2項から第4項までの規定により安定操作取引をすることができる期間の初日の前日まで

(f) (略)

m・n (略)

(4)・(5) (略)

(6) 第2項に規定する書類の提出は、次のaからdまでに掲げる場合の区分に応じ当該aからdまでに定めるところにより行うものとする。

a ~ c (略)

d 第2条第1項第2号tの2に規定する承認を受けた場合

(a) ~ (f) (略)

b 第2条第1項第1号bに掲げる事項

(a)・(b) (略)

c ~ k (略)

1 第10号に掲げる事項

(a) ~ (d) (略)

(新設)

(e) (略)

m・n (略)

(4)・(5) (略)

(6) 第2項に規定する書類の提出は、次のaからdまでに掲げる場合の区分に応じ当該aからdまでに定めるところにより行うものとする。

a ~ c (略)

d 第2条第1項第2号tに規定する内閣総理大臣等の承認を受けた場合

当該承認に係る通知書の写し
受理後遅滞なく

(7) (略)

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

当該内閣総理大臣等の承認に係る通知書
の写し

受理後遅滞なく

(7) (略)

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（上場廃止基準）関係 (1)～(9)の2 (略) <u>(10) 有価証券報告書又は四半期報告書の提出遅延</u> <u>第10号に規定する取扱いで定める場合とは、次のa又はbに掲げる場合をいい、第10号に規定する取扱いで定める期間とは、次のa又はbに掲げる場合の区分に従い、当該a又はbに定める期間をいう。</u> <u>a 開示府令第15条の2第3項又は第17条の15の2第4項に規定する承認を得た場合</u> <u>当該承認を得た期間の経過後8日目(休業日を除外する。)の日まで</u> <u>b 天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合(前aに該当する場合を除く。)</u> <u>法第24条第1項又は法第24条の4の7第1項に定める期間の経過後3か月以内</u> <u>(11) 虚偽記載又は不適正意見等</u> <u>a 株券上場審査基準の取扱い2.(7)a(虚偽記載)の規定は、第11号の場合に準用する。</u> <u>b 第11号に規定する直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであるかどうかの審査は、有価証券報告書等における虚偽記載又は不適正意見等に係る期間、金額、態様及び株価への影響その他の事情を総合的に勘案して行う。</u> <u>(11)の2 特設注意市場銘柄等</u> <u>第11号の2に規定する次のaからcまでに掲げる審査は、当該aからcまでに定</u></p>	<p>1. 第2条（上場廃止基準）関係 (1)～(9)の2 (略) (新設) <u>(10) 虚偽記載又は不適正意見等</u> <u>a 株券上場審査基準の取扱い2.(7)a(虚偽記載)の規定は、第11号aの場合に準用する。</u> <u>b 第11号bに規定する「本所が別に定める場合」とは、天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざるものである場合をいうものとする。</u> (新設)</p>

める事項その他の事情を総合的に勘案して行う。

a 第11号の2 aに規定する改善の見込みがないかどうかの審査

事実関係の究明への着手の状況、再発防止のための検討を行う方針の有無及びその開示の状況並びに当該方針の実行可能性

b 第11号の2 bからdまでに規定する改善の見込みがなくなったかどうかの審査

合理的な期間内における改善に向けた具体的行動の状況

c 第11号の2 c及びeに規定する内部管理体制等の改善がなされなかったかどうかの審査

3. の2 (3) aからgまでに掲げる事項

(12) 上場契約違反等

第12号に規定する「上場契約について重大な違反を行った場合」には、次に掲げる場合を含むものとする。

a・b (略)

(削る)

(削る)

c (略)

d aから前cまでのほか、上場会社が上場契約について重大な違反を行ったと本所が

(11) 上場契約違反等

第12号に規定する「上場契約について重大な違反を行った場合」には、次に掲げる場合を含むものとする。

a・b (略)

c 第3条の5第1項に規定する特設注意市場銘柄に指定されている上場株券の発行者である上場会社が、当該指定から3年を経過した場合で、かつ、当該内部管理体制等に引き続き問題があると本所が認めるとき。

d 前cのほか、本所が、第3条の5第2項の規定により内部管理体制確認書の提出を求めたにもかかわらず、内部管理体制の状況等が改善される見込みがないと認める場合

e (略)

f aから前eまでのほか、上場会社が上場契約について重大な違反を行ったと本所が

認める場合

- (13) (略)
- (14) (略)
- (15) (略)
- (16) (略)
- (17) (略)

3. の 2 第 3 条の 5 (特設注意市場銘柄の指定及び指定解除) 関係

(1) 第 3 条の 5 第 1 項の規定に基づく特設注意市場の指定は、次の a から e に掲げる場合において、当該 a から e に定める事項その他の事情を総合的に勘案して行う。

a 本所が第 2 条第 9 号の 2、第 1 2 号、第 1 9 号又は第 2 0 号 (第 2 条の 2 第 3 号による場合を含む。) に該当するおそれがあると認めた事象の内容、経緯、原因及びその情状。

b 第 3 条の 5 第 1 項第 2 号に掲げる場合

次の (a) 及び (b) に定める事項

(a) 有価証券報告書等における虚偽記載又は不適正意見等に係る期間、金額、態様及び株価への影響

(b) 有価証券報告書等における虚偽記載又は不適正意見等の原因となった行為、会社関係者の関与状況及び内部管理体制等の整備・運用の状況

c 第 3 条の 5 第 1 項第 3 号に掲げる場合

次の (a) から (c) までに定める事項

(a) 適時開示等された情報についての投資判断情報としての重要性

(b) 上場会社が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則 (以下、「適時開示規則」という。) 第 2 章の規定に違反した経緯、原因及びその情状

(c) 過去における適時開示規則第 2

認める場合

- (12) (略)
- (13) (略)
- (14) (略)
- (15) (略)
- (16) (略)

3. の 2 第 3 条の 5 (特設注意市場銘柄の指定及び指定解除) 関係

(1) 第 3 条の 5 第 1 項の規定に基づく特設注意市場の指定は、次の a 及び b に掲げる場合において、当該 a 及び b に定める事項その他の事情を総合的に勘案して行う。

a 本所が第 2 条第 9 号の 2、第 1 1 号、第 1 2 号、第 1 9 号又は第 2 0 号 (第 2 条の 2 第 3 号による場合を含む。) に該当するおそれがあると認めた事象の内容、経緯、原因及びその情状。

(新設)

(新設)

章の規定の遵守状況等

d 第3条の5第1項第4号に掲げる場合
次の(a)及び(b)に定める事項

(a) 上場会社が企業行動規範に関する規則第2章の規定に違反した経緯、原因及びその情状

(b) 過去における企業行動規範に関する規則第2章の規定の遵守状況等

e 第3条の5第1項第5号に掲げる場合
次の(a)及び(b)に定める事項

(a) 本所が適時開示規則第14条第1項若しくは第2項(適時開示規則第14条の2第7項において準用する場合を含む。)又は同規則第14条の2第6項の規定により改善報告書の提出を求めた事象の内容、経緯、原因及びその情状

(a) 本所が適時開示規則第14条第1項若しくは第2項(適時開示規則第14条の2第7項において準用する場合を含む。)又は同規則第14条の2第6項の規定により改善報告書の提出を求めた事象の内容、経緯、原因及びその情状

(b) (略)

(2) 第3条の5第2項に規定する「内部管理体制確認書」とは、有価証券上場規程に関する取扱要領2.(1)のeに規定する「上場申請のための有価証券報告書(Ⅱの部)」に準じた書面(第3条の5第3項又は第6項の審査において「上場申請のための有価証券報告書(Ⅱの部)」に準じた書面の提出を要しないと本所が認めた場合にあっては、本所がその都度定める書面)をいう。

(新設)

b 株券上場廃止基準第3条の5第1項第2号に掲げる場合

次の(a)及び(b)に定める事項

(a) 本所が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則(以下、適時開示規則という。)第14条第1項若しくは第2項(適時開示規則第14条の2第7項において準用する場合を含む。)又は同規則第14条の2第6項の規定により改善報告書の提出を求めた事象の内容、経緯、原因及びその情状

(a) 本所が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則(以下、適時開示規則という。)第14条第1項若しくは第2項(適時開示規則第14条の2第7項において準用する場合を含む。)又は同規則第14条の2第6項の規定により改善報告書の提出を求めた事象の内容、経緯、原因及びその情状

(b) (略)

(2) 第3条の5第2項に規定する「内部管理体制確認書」とは、有価証券上場規程に関する取扱要領2.(1)のeに規定する「上場申請のための有価証券報告書(Ⅱの部)」に準じた書面をいう。

(3) 第3条の5第3項及び第6項に規定する内部管理体制等の審査は、次のaからgまでに掲げる事項その他の事情を総合的に勘案して行う。

a～g (略)

(4) 上場会社が第3条の5第1項第2号

a又はbに該当した場合には、本所は3.

の2(1)b並びに1.(11)b及び1.

(11)の2aに係る審査を併合して行

う。

付 則

- 1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。
- 2 改正後の1.(12)の規定は、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以後に特設注意市場銘柄に指定する上場株券の発行者である上場会社から適用し、施行日において現に特設注意市場銘柄に指定されている上場株券の発行者である上場会社については、なお従前の例による。
- 3 改正後の3.の2(2)の規定は、施行日以後に特設注意市場銘柄に指定する上場株券の発行者である上場会社から適用し、施行日において現に特設注意市場銘柄に指定されている上場株券の発行者である上場会社については、なお従前の例による。

(3) 第3条の5第3項に規定する内部管理体制等に問題があるかどうかの認定は、次のaからgまでに掲げる事項その他の事情を総合的に勘案して行う。

a～g (略)

(新設)

監理銘柄及び整理銘柄に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(監理銘柄、整理銘柄への指定)</p> <p>第3条 監理銘柄又は整理銘柄への指定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(投資信託受益証券を除く。以下同じ)については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理銘柄への指定</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、(h)の2、(h)の3、(j)、<u>(j)の3</u>、(k)、(m)の5又は(n)に該当する場合は監理銘柄(審査中)に指定し、それ以外の場合は監理銘柄(確認中)に指定する。</p> <p>(a)～(i) (略)</p> <p>(j) 上場会社が株券上場廃止基準第2条第11号<u>前段</u>(同基準第2条の2第3号の規定による場合を含む。)に該当する場合(これらに該当すると認められる相当の事由があると本所が認める場合を含む。)。ただし、同基準第2条第11号<u>後段</u>に該当しないことが明らかであるときは、この限りでない。</p> <p><u>(j)の2 株券上場廃止基準第3条の5第1項の規定による特設注意市場銘柄の指定後1年6か月が経過した場合</u></p> <p><u>(j)の3 上場会社が株券上場廃止基準第2条第11号の2に該当するおそれがあると本所が認める場合</u></p> <p>(k)～(l) (略)</p> <p>(m) 上場会社が、株券上場廃止基準の取扱い<u>1.(14)b</u>に規定する株式交換又は株式移転に関する取締役会決議(委員会設置会社にあつては執行役の決定を</p>	<p>(監理銘柄、整理銘柄への指定)</p> <p>第3条 監理銘柄又は整理銘柄への指定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(投資信託受益証券を除く。以下同じ)については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理銘柄への指定</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、(h)の2、(h)の3、(j)、(k)、(m)の5又は(n)に該当する場合は監理銘柄(審査中)に指定し、それ以外の場合は監理銘柄(確認中)に指定する。</p> <p>(a)～(i) (略)</p> <p>(j) 上場会社が株券上場廃止基準第2条第11号<u>a前段又は同号b前段</u>(同基準第2条の2第3号の規定による場合を含む。)に該当する場合(これらに該当すると認められる相当の事由があると本所が認める場合を含む。)。ただし、同基準第2条第11号<u>a後段又は同号b後段</u>に該当しないことが明らかであるときは、この限りでない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(k)～(l) (略)</p> <p>(m) 上場会社が、株券上場廃止基準の取扱い<u>1.(13)b</u>に規定する株式交換又は株式移転に関する取締役会決議(委員会設置会社にあつては執行役の決定を</p>

含む。)を行った場合

(m) の 2 ・ (m) の 3 (略)

(m) の 4 上場会社が株券上場廃止基準の取扱い 1. (16) b に規定する株式の全部の取得を行う旨の発表等を行ったとき。

(m) の 5 ・ (n) (略)

b 整理銘柄への指定

上場株券が株券上場廃止基準第 2 条の各号又は第 2 条の 2 の各号のいずれかに該当する場合 (同基準第 2 条各号 (同基準第 2 条の 2 第 3 号の規定による場合を含む。)) にあっては、第 8 号のうち株券上場廃止基準の取扱い 1. (8) b の (a) に規定する合併による解散の場合、第 12 号のうち株券上場廃止基準の取扱い 4. (4) に該当する場合、第 15 号のうち株券上場廃止基準の取扱い 1. (14) a に規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合及び第 18 号のうち株券上場廃止基準の取扱い 1. (16) a に該当する場合を除く。) には、当該株券を整理銘柄に指定することができる。

(2) 優先株については、次のとおりとする。

a (略)

b 整理銘柄への指定

上場優先株が優先株特例第 4 条第 1 項各号 (株券上場廃止基準の取扱い 1. (8) b の (a) に規定する合併による解散の場合及び株券上場廃止基準の取扱い 1. (14) a に規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合を除く。) 又は同条第 2 項第 1 号、第 2 号、第 4 号から第 6 号まで若しくは第 7 号のいずれかに該当する場合には、当該株券を整理銘柄に指定することができる。

(3) 債券については、次のとおりとする。

a (略)

b 整理銘柄への指定

含む。)を行った場合

(m) の 2 ・ (m) の 3 (略)

(m) の 4 上場会社が株券上場廃止基準の取扱い 1. (15) b に規定する株式の全部の取得を行う旨の発表等を行ったとき。

(m) の 5 ・ (n) (略)

b 整理銘柄への指定

上場株券が株券上場廃止基準第 2 条の各号又は第 2 条の 2 の各号のいずれかに該当する場合 (同基準第 2 条各号 (同基準第 2 条の 2 第 3 号の規定による場合を含む。)) にあっては、第 8 号のうち株券上場廃止基準の取扱い 1. (8) b の (a) に規定する合併による解散の場合、第 12 号のうち株券上場廃止基準の取扱い 4. (4) に該当する場合、第 15 号のうち株券上場廃止基準の取扱い 1. (13) a に規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合及び第 18 号のうち株券上場廃止基準の取扱い 1. (15) a に該当する場合を除く。) には、当該株券を整理銘柄に指定することができる。

(2) 優先株については、次のとおりとする。

a (略)

b 整理銘柄への指定

上場優先株が優先株特例第 4 条第 1 項各号 (株券上場廃止基準の取扱い 1. (8) b の (a) に規定する合併による解散の場合及び株券上場廃止基準の取扱い 1. (13) a に規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合を除く。) 又は同条第 2 項第 1 号、第 2 号、第 4 号から第 6 号まで若しくは第 7 号のいずれかに該当する場合には、当該株券を整理銘柄に指定することができる。

(3) 債券については、次のとおりとする。

a (略)

b 整理銘柄への指定

上場債券が債券に関する有価証券上場規程の特例第7条第1項各号（株券上場廃止基準の取扱い1.（8）bの（a）に規定する合併による解散の場合及び株券上場廃止基準の取扱い1.（14）aに規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合を除く。）、同条第2項第1号、第2号（債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより最終償還期限が到来することとなる場合に限る。）、第4号、第5号若しくは第6号、第8条第1項（債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い5.（2）iに規定する合併による解散の場合を除く。）又は同条第2項のうち「未償還額面総額が3億円未満となった場合」、債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより「最終償還期限が到来することとなる場合」、「指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合」若しくは「公益又は投資者保護のため、本所が上場廃止を適当と認めた場合」に該当する場合は、当該債券を整理銘柄に指定することができる。

（4） （略）

（監理銘柄、整理銘柄への指定期間）

第4条 前条に規定する銘柄の監理銘柄又は整理銘柄への指定期間は、次の各号に定めるところによる。

（1）株券については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定期間

監理銘柄への指定期間は、次の（a）から（e）までに定める日から本所が株券上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、前条第1号aの（n）の場合において、次の（e）に定める日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める

上場債券が債券に関する有価証券上場規程の特例第7条第1項各号（株券上場廃止基準の取扱い1.（8）bの（a）に規定する合併による解散の場合及び株券上場廃止基準の取扱い1.（13）aに規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合を除く。）、同条第2項第1号、第2号（債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより最終償還期限が到来することとなる場合に限る。）、第4号、第5号若しくは第6号、第8条第1項（債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い5.（2）iに規定する合併による解散の場合を除く。）又は同条第2項のうち「未償還額面総額が3億円未満となった場合」、債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより「最終償還期限が到来することとなる場合」、「指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合」若しくは「公益又は投資者保護のため、本所が上場廃止を適当と認めた場合」に該当する場合は、当該債券を整理銘柄に指定することができる。

（4） （略）

（監理銘柄、整理銘柄への指定期間）

第4条 前条に規定する銘柄の監理銘柄又は整理銘柄への指定期間は、次の各号に定めるところによる。

（1）株券については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定期間

監理銘柄への指定期間は、次の（a）から（e）までに定める日から本所が株券上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、前条第1号aの（n）の場合において、次の（e）に定める日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める

日までとする。

(a)～(d) (略)

(e) 前条第1号aの(a)の2、(b)の2、(c)、(d)、(d)の2、(f)、(h)の2、(h)の3、(j)から(k)の2まで及び(m)の2から(n)の場合

b 整理銘柄への指定期間

整理銘柄への指定期間は、本所が当該株券の上場廃止を決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該株券を整理銘柄に指定することができる。ただし、株券上場廃止基準取扱い1.(8)b(a)、同1.(14)a、同1.(16)a又は同4.(4)の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

(2)～(4) (略)

2 (略)

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

日までとする。

(a)～(d) (略)

(e) 前条第1号aの(a)の2、(b)の2、(c)、(d)、(d)の2、(f)、(h)の2、(h)の3、(j)、(k)、(k)の2及び(m)の2から(n)の場合

b 整理銘柄への指定期間

整理銘柄への指定期間は、本所が当該株券の上場廃止を決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該株券を整理銘柄に指定することができる。ただし、株券上場廃止基準取扱い1.(8)b(a)、同1.(13)a、同1.(15)a又は同4.(4)の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

(2)～(4) (略)

2 (略)

優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第4条（上場廃止基準）関係 (1)～(4) (略) (5) 株券上場審査基準の取扱い2.(9)及び株券上場廃止基準の取扱い<u>1.(13)b</u>の規定は、第4条第2項第6号の場合に準用する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p>	<p>2. 第4条（上場廃止基準）関係 (1)～(4) (略) (5) 株券上場審査基準の取扱い2.(9)及び株券上場廃止基準の取扱い<u>1.(12)b</u>の規定は、第4条第2項第6号の場合に準用する。</p>

債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>4. 債券の上場廃止の取扱い（債券特例第7条及び第8条関係）</p> <p><u>（1）株券上場廃止基準の取扱い1.（10）</u> <u>の規定は、第7条第1項第2号bの（b）に規定する取扱いで定める場合及び取扱いで定める期間について準用する。</u></p> <p><u>（2）</u> （略）</p> <p><u>（3）</u> （略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p>	<p>4. 債券の上場廃止の取扱い（債券特例第7条及び第8条関係）</p> <p>（新設）</p> <p><u>（1）</u> （略）</p> <p><u>（2）</u> （略）</p>

日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程並びに信用取引及び貸借取引規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準に関する事項)</p> <p><u>第10条 株券上場廃止基準の取扱い1.(11)</u> <u>a及びbの規定は、受益証券特例第10条第1項第4号の場合に準用する。</u></p> <p><u>2</u> (略)</p> <p>(監理銘柄及び整理銘柄に関する事項)</p> <p>第13条 受益証券特例第10条の2第3項の規定により、受益証券の監理銘柄及び整理銘柄に関し本所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。</p> <p>(1) 監理銘柄、整理銘柄への指定 上場廃止の基準に該当するおそれがある受益証券又は上場廃止の基準に該当し上場廃止が決定された受益証券の監理銘柄又は整理銘柄への指定は、次に定めるところによる。</p> <p>a 監理銘柄への指定 上場受益証券が次のいずれかに該当する場合には、当該受益証券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、(c)に該当する場合は監理銘柄(審査中)に指定し、それ以外の場合は監理銘柄(確認中)に指定する。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) 投資信託委託会社が、受益証券特例第10条第1項第4号<u>a前段若しくは同号b前段に該当する場合、又はこれらに該当すると認められる相当の事由があると本所が認める場合を含む。</u></p> <p>(d) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p>	<p>(上場廃止基準に関する事項)</p> <p>(新設)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p>(監理銘柄及び整理銘柄に関する事項)</p> <p>第13条 受益証券特例第10条の2第3項の規定により、受益証券の監理銘柄及び整理銘柄に関し本所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。</p> <p>(1) 監理銘柄、整理銘柄への指定 上場廃止の基準に該当するおそれがある受益証券又は上場廃止の基準に該当し上場廃止が決定された受益証券の監理銘柄又は整理銘柄への指定は、次に定めるところによる。</p> <p>a 監理銘柄への指定 上場受益証券が次のいずれかに該当する場合には、当該受益証券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、(c)に該当する場合は監理銘柄(審査中)に指定し、それ以外の場合は監理銘柄(確認中)に指定する。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) 投資信託委託会社が、受益証券特例第10条第1項第4号に<u>規定する書類に虚偽の記載を行った場合、又はこれに該当すると認められる相当の事由があると本所が認める場合</u></p> <p>(d) (略)</p> <p>(2) (略)</p>

この改正規定は、本所が定める日から施行する。